

精華町教育委員会会議 議事録

令和 8 年（第 4 回）

- 1 開 会 令和8年4月28日（火） 午後2時00分
閉 会 令和8年4月28日（火） 午後3時15分
- 2 場 所 精華町役場 3階 301会議室
- 3 出席委員 川村教育長 松下教育長職務代理者
麻生委員 久保委員 高橋委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席事務局職員
松井教育部長
鵜澤総括指導主事
山崎学校教育課長
河西学校教育課担当課長（防災食育センター長）
小笠原生涯学習課長
高鍋学校教育課課長補佐
- 6 傍 聴 者 1名

7 議事の概要

（1）開会及び冒頭あいさつ

教育長から第4回教育委員会会議の開会を宣言。

（2）第3回教育委員会会議議事録について

教育部長から令和8年第3回教育委員会会議の議事録について説明。

【委員のご意見】

松 下 委 員 前回、教育長の報告事項にあったPTAの状況について、
「教育委員会として、しっかりと支えていく取組にしないで

はならないとの認識を示している。」ということなので、P
T Aの問題については、原因や経過を整理しておく必要がある
のではないかな。

昨年調べてもらった山城地方管内の市町村の状況は、それ
ほど大きな変化はなかったが、精華町では縮小してきている
ということがすごく気になる。今後、他のことでも似たよう
な状況が起こったときに、同じような流れになってしまうと
危惧されるので、整理しておいてほしい。

【採 決】

- ・ 全員承認

(3) 教育長報告事項

4月1日に教職員辞令交付式と着任式が行われ、9日には町立小学校
入学式、翌10日には町立中学校入学式が行われた。委員の皆様にも出
席いただいた。

4月14日には京都府の教育長会議と校園長会議が行われ、20日に
山城地方の教育長会議、21日に校園長会議が行われた。

精華町では、4月15日に校長会、22日に教頭会を開催した。年度
当初に当たり、諸般の学校管理運営上の注意事項について報告等を行っ
た。

4月23日に町内各小中学校の学校運営協議会委員の任命式を行った。
地域の見守りや環境整備、学校行事など、学校が地域と一緒に運営する
仕組みのひとつが学校運営協議会である。教育内容に関しても教育課程
の編成、実施、評価の一連の中で学校運営協議会での承認を要するため、
教育委員会にも意見できるシステムになっている。それぞれの経験や立
場から、学校・教育の在り方について意見を上げ、審議いただきたいと
お願いした。

(4) 議決事項

議案第13号 精華町社会教育委員の委嘱について

教 育 部 長 【提案理由の説明】

定数12名中、改選により生じていた1名の欠員について新たに選任したく同意を求めるものである。

新たに選任する委員は精北小学校長の岡田 清恵様で、精華町社会教育委員に関する条例第2条第2項に規定する第1号委員として、学校教育及び社会教育関係者として委嘱をするもの。

委員の任期は、令和8年4月28日から、他の委員と同様に令和10年3月31日までの2年間である。

(採決 ― 全員挙手により原案どおり決定)

(5) 協議事項 精華町立中学校部活動地域展開等推進事業地域クラブ活動参加費補助金交付要綱（案）について

教 育 部 長 【提案理由の説明】

1 協議趣旨について

令和8年4月1日に施行した精華町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱に基づく地域クラブの活動に際し、経済的困窮世帯の生徒に対し活動参加費等の支援を行うに当たり、補助金の交付要綱を制定するため、協議をお願いするものである。

2 地域クラブ活動に関する認定制度の概要について

地域クラブ活動に関する認定制度については、国が示す認定要件に基づき市区町村等が認定することとなっており、本町においては精華町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱を定め、運用する。

今後、認定を求める地域クラブについては、認定要件の各

項目を満たすことが必要である。例えば、認定を受けた地域クラブは、学校グラウンドや体育館などの活動場所を優先的に使用できたり、施設使用料の減免を受けるなどの措置が受けられる。

3 精華町立中学校部活動地域展開等推進事業地域クラブ活動参加費補助金交付要綱（案）について

第1条及び第2条では、要綱の趣旨と定義を規定し、第3条では、補助金の交付を受けることができる対象者は就学援助を受けている保護者としている。第4条及び第5条では、対象経費は地域クラブ活動への参加費及び保険料とし、補助金の額は月3,000円の12か月分と保険料800円を加えた年額3万6,800円を限度とする。第6条から第9条は交付申請や交付決定についてを規定し、第10条及び第11条では、補助決定後の取り消しや補助金の返還規定について定めている。

附則について、この要綱は、公布の日から施行し、令和8年度分の補助金から適用するものとしている。

【委員のご意見】

松 下 委 員 第5条の月額3,000円について、これまで1回500円で参加していたことから金額が設定されているかと思うが、500円で割ると6回分になる。これは、土日だけではなく平日も含まれていると考えていいのか。

生涯学習課長 まず各団体により様々な料金体系があることを想定している。補助金については土日・休日1回当たり月4回程度の活動に対して月額3,000円程度と考えている。要綱についても、あくまで土日休日の部活動の地域展開に対してのもので、平日については対象に入っていない。

松 下 委 員 就学援助を受けている子どもを含め、活動時に団体に支払った分について、町から該当保護者へ支給されるのか、どの

ような形での支給になるか。

生涯学習課長 対象者は就学援助を受けている保護者であり、活動費用を支払った後に申請をいただき、該当世帯に振り込み等で補助金の交付を行う。

松下委員 その活動に参加している全員が指導先の団体へ当日支払うという状況で合っているか。

生涯学習課長 そのとおりである。

麻生委員 では、限度額を超えない場合は支払った全額を、限度額を超えた場合は限度額を交付するということか。

生涯学習課長 そのとおりである。

麻生委員 該当者は領収書を保管しておく必要があり、補助金をもらえる子と該当しない子に分かれることになる。自身が対象者であることを知る方法はあるのか。

生涯学習課長 補助対象者は、精華町の就学援助規則による就学援助を受けている保護者である。中学に入学するに当たり就学援助の認定を受けるため、その際に自身が対象なのか把握が可能である。

麻生委員 自己申告ということか。

生涯学習課長 そのとおりである。

久保委員 あくまで参加費ということで、交通費等その他諸経費は含まないということか。

生涯学習課長 活動の参加費のみが対象である。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり承認)

(6) 事務局からの諸報告

教育部長 1 杉浦町長からの令和8年度の各部等への指示事項について

杉浦町長から年度初めに各部等に対して行われた指示事項のうち、教育委員会所管分の重点的に取り組むべき指示内容

について報告する。

教育委員会への指示としては、大きく 5 点あった。

1 点目は、「外国語指導教材導入などによる I C T 教育環境の充実、学校体育館空調整備及び校舎照明の L E D 化、校区設定や施設整備の方針策定に向けた取り組み」である。

まず、I C T 教育環境の充実では、これまで使用していたタブレット端末を令和 7 年度中に一斉更新し、令和 8 年度 4 月当初からタブレットの使用を可能とするとともに、中学校においては生徒用のタブレットへ英語オンライン教材を導入するなど、I C T 環境の充実を図っていくものである。

また、学校体育館の空調整備については、令和 8 年度に東光小学校と精華南中学校の設置工事を実施し、併せて精北小学校、川西小学校及び山田荘小学校の令和 9 年度設置工事に向けて実施設計を行う予定である。

また、校舎照明 L E D 化については、令和 8 年度に契約を締結し、令和 9 年度の照明 L E D 化に向けて進めていくこととしている。

最後に、校区設定や施設整備の方針策定については、今年度、教育環境整備の在り方懇談会を開催し、3 つの視点により意見交換や情報共有を行う予定である。

2 点目は、「防災受援・文化スポーツ施設の整備促進、むくのきセンター及び町立図書館のリニューアルによる環境整備の実施」である。

防災受援・文化スポーツ施設の整備促進については、令和 8 年 4 月から本格的に工事が始まり、2 年をかけて工事の完成を目指すものである。

同時に、2 年後の令和 1 0 年度からの供用開始に向けた管理方法などを併せて検討していく予定である。

また、むくのきセンターにおける既存の空調や照明 L E D 化を実施するほか、トレーニング室の機器の更新、また町立図書館においては新たな備品の購入やカーペットの張り替え

のほか、施設環境整備の検討を行うなど、2施設において施設環境のリニューアルを実施する。

3点目は、「学研都市を活用した教育の推進及び少年少女合唱団の記念コンサートの開催、生涯学習講座やスポーツ講座の展開などを通じた町民の文化・スポーツ振興」である。

20周年を迎える少年少女合唱団の記念コンサートの開催や生涯学習講座、あるいはスポーツ講座の拡充により、町民の文化スポーツ活動の振興を図ることとしている。

そのほか、4点目、5点目の不登校やいじめ防止、休日部活動の地域展開などについては、教育委員会の主要な課題として、引き続き取り組んでいく。

2 教職員の総実勤務時間の短縮について

年度当初に府教委から府立学校長宛てに通達がなされたが、精華町教育委員会においても、この間、教育委員会規則や教職員の勤務時間の上限に関する指針を整備した。また今年度からは業務量管理・健康確保措置実施計画を策定し、教職員の働き方改革の実現に向けた取組を一層進めることとし、同様の内容について、各学校の管理職に周知した。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

3月の問題事象は0件。

不登校の児童数は14名。

(2) 中学校

3月の問題事象は0件。

不登校の生徒数は36名。

長期欠席の状況については年度末ということもあり、減少している。

卒業式に向けて、小学校6年生、中学校3年生の不登校児

児童生徒に対し、学校からの登校の働きかけを取り組んでいたことと、別室指導員の存在も大きく、連携しながら取り組んでいくことが要因の一つであると考えている。年度替わりで児童生徒の状況が引き継がれ、小中連携、その中で特に管理職、担任、スクールカウンセラー、養護教諭等により、引き続き丁寧な対応を行う。

2 重災害事故報告について

3月の報告は0件。

3 問題事象、不登校の推移について

令和7年度の問題事象は、年間で見ると、小学校は1件、中学校は6件である。件数では、過去10年間の中で小学校は2番目に低く、中学校の件数は昨年度と同じである。

次に暴力事象の発生率について、小学校については0件、中学校では1,000人中2.1人ということで、精華町の発生率は低い状況である。

不登校の児童生徒出現率の推移について、全国の小中学校の不登校児童生徒が過去最多を更新する状況の中、本町は小学校、中学校共に不登校の出現率は減少している。府や全国と比較すると低い傾向は継続しているが、小学校、中学校ともに、全国や府の出現率に近づいており、不登校の原因も多岐にわたることから、学校の対応も多様化、長期化、複雑化の状況にある。

令和7年度の別室の居場所整備や別室登校者対応指導員の配置により、一定の効果があることは学校から報告されている。令和8年度においても、不登校児童生徒への対策は大きな課題と捉え、引き続き支援に取り組む。

また、不登校の子を持つ親の会を毎月実施しており、保護者の思いにも寄り添いつつ支援ができればと考える。

また、全中学校に今年度2学期から通級指導教室を開設し

て、配慮を要する児童生徒に対して丁寧な支援を行っていく。

4 令和6年度・7年度いじめ調査集計について

いじめ調査は、6月と11月に行い、いじめ認知件数に至る児童生徒へは、その後、追跡調査として面談を行っている。いじめ調査において、報告しやすい環境を第一に考えており、ささいな案件でも出せるように指導している。

また、調査では、A、B、C、Dの4段階により解消率を出している。Aは、要指導件数で、行為がまだ続いている状態。Bは、要支援件数で、行為はやんでいるが、嫌な思いをしている状態。Cは見守り件数で、嫌な思いはないが、行為がやんでいる期間が3か月に達していない状態。Dは、解消件数で、3か月以上のいじめ行為がなく、被害生徒も嫌な思いもない状態である。

小学校の令和7年度の認知件数は、529件で、令和6年度から36件増加している。低学年から中学年に多い傾向は令和6年度と同様で、小学校の解消率は85%である。

Aの要指導件数11件については、令和8年度当初に各学校に聞き取りを行った。学級も替わり、その後、そのような行為が見られなくなっている。今は見守っている状況であり、解消期間が3か月に達していないところにある。

中学校の認知件数は55件で、令和6年度より2件増加している。中学1年生、2年生に多い状況である。中学校の解消率は87%である。いじめの状況について、SNSやインターネットを介したケースが多くなり、状況が分かりにくく、また不特定多数の目に触れることもあり、課題は深刻であると考えている。未然防止と早期発見、早期対応について、継続的に各学校へ啓発していく。中学校においては、Aの要指導件数は0件である。

5 中学校卒業生進路状況について

卒業生総数は340名、進学率は99.7%で国公立への進学が49.5%、私立が50.4%となっている。

近年は、私学傾向が高くなっている。公立高校では、中期選抜の実質倍率は全日制で0.85倍、前期選抜では1.88倍であった。その背景には、府の事業である「あんしん修学支援事業」により、授業料の負担が軽減することや、私学の特色への魅力、大学の附属高校の希望が多いことがある。また、受験体力や精神的な持久力が継続せず、公立希望者でも私学併願合格後に公立受験をやめたり、公立前期選抜で不合格の場合、中期を受けずに私立に流れる傾向がある。

今年度の就職者数は0名である。

6 令和7年度教育支援室相談件数等のまとめについて

年間478件、前年比で11件の増加であった。前年度の月平均39件に対し、月平均は40件であった。

内容としては、学校からの相談が最も多く299件で、生徒指導について、また保護者対応への相談、支援を要する子どもに関する対応、不登校の対応などである。

また、保護者からの相談件数も多く、学校の対応や教員の指導についての厳しい意見がほとんどで、かなり対応が難しく、学校教育では解決に至らないことも増えてきている。

校長会、教頭会でも、初期対応で、担任とともに管理職が保護者の思いに寄り添った指導をどこまでできるかが重要と考える。

7 令和8年度の主な行事予定について

運動会・体育大会は、小学校が10月17日土曜日、中学校は各中学校の裁量で決定することとし、半日での開催を継承していく。

昨年度から精華町立小学校及び中学校の管理運営に関する

規則第3条（3）学年始業日の改正を行い、小・中学校とも1学期始業式が4月8日であった。学校では新年度準備に追われたが、従来より少し時間があり、教員の負担が少し軽くなっていたので、教員の働き方改革を考えると、日程改正の成果が出ている。

【委員のご意見】

松下委員 教育支援室の相談件数について、一般住民からの相談件数が昨年度2件であるが内容は何か。

総括指導主事 一般住民からの相談について、教職員や学校の周辺を通る自転車の交通マナーについてなどであり、学校に対してではない、一般住民の方の地域的なことでの相談もあった。

麻生委員 スクールロイヤーについて、支援室の相談件数や現在抱えている問題、スクールロイヤーの利用の有無、利用して解決したといった内容は、どこかに示されるのか。

令和7年度にスクールロイヤーに関わった案件はあったか。

総括指導主事 資料内の警察・児相・弁護士等との連携の数字に含まれている。

教育部長 令和7年度にスクールロイヤーに相談した案件は、3件あった。この3件は、スクールロイヤーに助言をいただき、一定は収束傾向にある。

久保委員 学校からの相談件数の中で、学校側の落ち度というものもあるかもしれないが、それ以外のところで社会のリベラルな考え方、好き嫌いや損得勘定だけで、法を盾にして学校に迫るなど、現場では対応しきれない内容が増えているように思う。もし、そういう案件が現場からの声としてあれば、また状況を教えてほしい。

学校教育課長 1 令和8年度学校施設改修工事予定について

工事予定の中で、特に東光小学校と精華南中学校の体育館は今年度から空調整備を進めていくということで準備が始ま

っている。仮設事務所が立ち上がるなど、実際に進んでおり、夏休み等を利用して実施していきたいと考えている。

精華台小学校と精華西中学校で去年から実施している便所改修工事は、２期目の改修工事を行う。これで全ての小中学校で洋式化工事が完了する。こちらも夏休みを有効に活用しながら、できるだけ学校の授業に影響がないように進めたいと考えている。

２ その他事業について

「中核的概念に向かう単元設計の実践（U D I C C）推進事業」について、これは次期学習指導要領を視野に入れながら、現行の指導要領の深い学びを追求して教科の核となる単元のデザインを重点研究に位置づけ、年間を通じた活動を進めるということで、令和８年２月に各校の研究主任が集まって、全体スケジュール、工程などキックオフの会議が開催されている。

続いて、「水泳授業外部委託」については今年度から小学校全校と精華南中学校で実施の予定である。

次に「英語のオンライン教材」については、オンライン型の教材の活用ということで、A I による自動採点など短時間で完結する課題構成が特徴になっているアプリで、話す、聞く、読む、書くをバランスよく鍛えられる教材であり、中学校全校で使用する。

３ 精華町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

前回の教育委員会会議で意見をいただいた内容を含め、事務局で文言整理等を行った。

「計画の趣旨」について、町の教育大綱が昭和４３年に定められたように読めてしまうという意見があったので、「こどもを守る町」宣言と教育大綱の関係性を整理し、文書の流

れや段落構成の組み替えをしている。

続いて、令和２年と令和６年の時間外在校等時間の状況は対比できるよう表を改めた。

続いて、部活動の地域展開等については今年度の秋から本格実施を見据えて進めていく表現に改めている。

以上が主な変更点で、そのほか、全体の流れは変えずに文言の修正等を行った。

計画推進に当たっては、学校や教育委員会での取組のほか、スクールヘルパーなど地域の協力なしには進められないというところもあるため、周知啓発に努めながら、さらに促進していきたい。

この計画の目標としている先生方の時間外の状況やワーク・ライフ・バランスの達成状況については、進捗管理もしていくこととなっており、今年度から総合教育会議で報告したい。

【委員のご意見】

松 下 委 員 精華町役場に電話すると「この電話は録音されていますのでご了承ください」というアナウンスがあった。このような録音機能を小中学校で導入したら電話や苦情が一気に減ったという話を聞いたことがあるが、精華町ではどうか。

学校教育課長 ４月から役場で録音対応が始まり、先日の校長会でも、要望があった。対応する先生も言葉を選びながら進めることにも有効という話は聞いていたので、今年度についてはできていないが、学校教育課の予算の中でできないか、また試験的にどこかの学校で導入する等検討中である。

松 下 委 員 おそらく電話の件数は減るのではないかな。

ただ、録音することで激昂する方が出てくるかもしれないので、近隣の市町村などの事例を情報収集されたらどうか。

教 育 部 長 京都市と八幡市が導入している。

今年度は年度途中であるが、予算が工面できるのであれば、町内の学校１校で試行的に導入したい。導入した中で検

証をして、良ければ全体に広げていくように予算取りもしなければならぬ。

生涯学習課長 1 行事の実施予定等について

- (1) 精華町少年少女合唱団の入団式を5月23日に行う。
- (2) ツアー・オブ・ジャパン2026京都ステージは5月25日に精華町、京田辺市の周回コースにて実施。
- (3) せいか文化フェスティバルは10月4日、舞台部門の発表会をけいはんなプラザにて実施する。
- (4) 健康スポーツ交流フェスティバルは10月25日、むくのきセンターにて実施する。
- (5) せいか祭り(子ども祭り)は11月15日に実施する。

なお、これまで子ども祭りは子ども祭り実行委員会の主催事業として、せいか祭りと同日開催という形式を取っていたが、今年度からせいか祭りの1部門という位置づけに見直しを図り、予算等についてもせいか祭りに統合し、実施体制の見直しを図っている。実施内容等については従然と変更はないが、一部体制の見直しを図った。

- (6) 二十歳のつどいは令和9年1月11日に、けいはんなプラザにて執り行う

(7) 後援関係

3月から4月にかけて受け付けた教育委員会後援事業は、総数3件、学校教育課関係は0件、生涯学習課関係が3件で、社会教育係の担当が2件、図書係の担当が0件、社会体育係の担当が1件となっている。

(8) 5月の行事予定

主なものとして、小中学校の修学旅行が実施される予定。

山城地方教育委員会連絡協議会の定期総会が5月21日、京都府市町村

教育委員会連合会の定期総会及び研修会が５月２９日に開催予定。

(９) その他

松 下 委 員 ４月の精華町の機構改革の中で、防災保健センターができ、こども家庭課が新設されたが、防災保健センターとこども家庭課、教育委員会との関係や連携があるならどういった内容であるか知りたい。

学校教育課長 健康推進課では母子事業、成人事業と、国保病院の関係と大きく三つの事業を持っていたが、そのうちの母子事業の部分をこども家庭課の業務内容とした。

もうひとつの業務内容として、DVやネグレクトなど要保護児童の関連する対策チームがもともと子育て支援課の業務であったが、その機能もこども家庭課へ引き継いだ。

防災保健センターは、乳児健診や母子相談などで活用されるということで、就学前の子どもたちへの支援等がこども家庭課の主な業務である。

教育委員会、学校との関わりについては、要保護児童への対応など密接に関わることが考えられる。また、母子事業についても、発達段階の情報共有や子どもにとってよりよい就学になるような検討を就学指導委員会でしているが、そちらの方でもこれまでと変わりなく連携し実施していく。

松 下 委 員 こども家庭課の職員としては、町の職員以外に看護師や保健師、医師の関係者はこういった雇用形態で勤務しているのか。

京田辺市に府の発達支援センターがあるが、満杯状態でなかなか相談に行けないという話をよく聞く。例えば各市町村でそのような窓口があれば、それにつなぐ道筋ができるのではないか。

学校教育課長 発達支援を含め課題のある家庭の情報を収集して支援につなげる目的もある。こども家庭課にいる保健師が家庭訪

問される際に情報を得たり、共有して例えばケースワーカーなど生活支援につなげたり、司令塔的な機能があると考えている。

教 育 部 長 専門職としては、母子の関係での保健師や社会福祉士がいるが、町職員である。全て今までは子育て支援課に社会福祉士が配置されていたが、こども家庭課に社会福祉士が移る形となる。保健師、社会福祉士を町職員として配置しているため、懸念されている部分については、全て賄っている状況である。

松 下 委 員 小中学校に在籍している保護者も利用可能か。

教 育 部 長 利用可能である。

(1 0) 閉会

教育長が第4回教育委員会会議の閉会を宣言。